

かんじやと医療

第
88
号

(毎月1回)
1日発行)

発行所

全国患者団体連絡協議会

東京都新宿区下落合3-15-29

〒161 田沼ビル 全腎協内

電話 03(952)5340

郵便振替東京7-36736

購読料 1部110円 6カ月分660円

日患同盟が35周年

運動の前進誓い 記念集会

日本患者同盟は、三月三十一日に創立三十五周年を迎えました。

日本患者同盟は、一九四八年三月三十一日、全日本患者生活擁護同盟と国立療養所全国患者同盟との合併を経て今日に至っています。日本患者同盟は、創立後、朝日訴訟の大闘争をはじめとする社会保障の改善に大活躍を果たし、文字どおり日本の患者運動の中心的役割を荷なってきました。

日患同盟では、この三十五周年を記念して三月三十日、東京・文京区の全林野会館で記念集会と記念祝賀会を開きました。記念集会には全国から百十人が参加。おさ会長が、日患同盟が創立以来、結核対策の拡充と強化、社会保障確立、平和と民主主義を守るなどのためにたたかかってきた経過とその役割などを含めて挨拶を行いました。



挨拶する長(おさ) 日患同盟会長

また、医師で医事評論家でもある川上武氏が、「転期の患者運動」について記念講演を行いました。

夜の記念祝賀会では、日患同盟三十五周年を祝い、各界代表から多くのお祝いの言葉が寄せられ、日患同盟の三十五年にわたる活躍に賛辞がおくられました。

この記念集会、祝賀会には全患連加盟の各団体から多数の代表が参加しました。

おもな記事

- 患者の生活と処遇の実態⑦……………2
- 臨調最終答申の問題点……………3
- 運動の交流広場……………4
- 全国心臓病の子供を守る会、全交災
全腎協、全患協……………6
- 今の焦点と役立つもの……………6
- 障害者に関する世界行動計画(4)……………7
- 読者のたより……………8
- 独立独歩で病気に抵抗……………8

脳死と心死

世界初の人工心臓移植を受けたバーニー・クラークさん(※)が、三月二十三日午後になって腎臓悪化などのため手術百二十日目にして死亡しました。クラークさんの人工心臓移植については、その是非について論議されていますが、クラークさんの人工心臓は最後まで機能しており、その「死」を決めたのは脳が機能しなくなったことです。日本では脳波が止まっても心臓が働いていれば生きているものと見なされ、いわゆる心死の状態になって死を宣告しています。臓器移植の進歩とともに、今後はわが国でも脳死と心死について論議されるものと思われれます。

ひとくち辞典

患者の生活と 処遇の実態 ⑦

七・七人に一人が病人と いわれる中で

今回から、「通院中の患者」の調査結果を、③通院間隔
④通院中の病院の種類⑤入院の経験⑥転院の経験の順で掲
載します。

「通院の間隔」は、ごらん 患者が国立に多いという調査
のように週二、三回が圧倒的 結果が、すでに証明してきた
に多く、長期慢性疾患の患者 とこです。

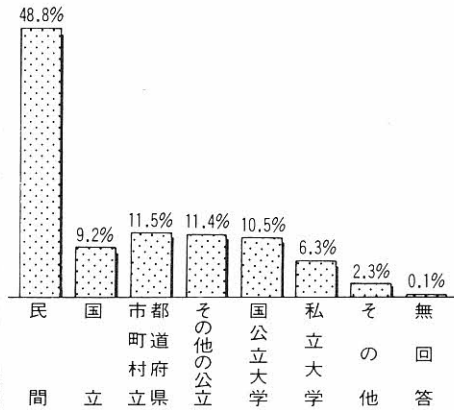
「通院中の病院の種類」は を占める「入院の経験」をみ
民間が圧倒的に多く、私立大 て考えさせられることは、慢
性を加えると五五・一％の 性疾患の患者の多くは、入
りまます。それに引きかえ国 通院を繰返しながら治療に専
立は、わずか九・二％です。 念しているということです。

これは、ヨーロッパの進ん ことで私たちは、もう一つ
だ国と比較して、国公立の医 の側面、つまり退院の理由を
療機関が少なく、私立の医療 考える必要があると思いま
機関が多い日本の医療事情が す。

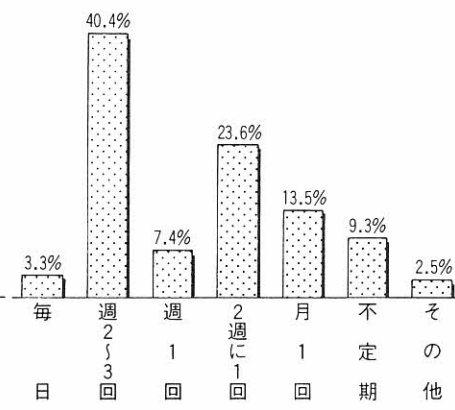
そのま調査にあらわれたも 半治りのまま、家庭の事情
のといえましよう。 で入院を切ったのではない
国立の医療機関が敬遠され かの、あるいは、医療保障がな
いているのではないことは、入院 くて、通院に切り替えたので

はないかという社会保障に關 “転院の経験”は、ちよつ 数字の中に、難治性または長
する点です。それがはっきり と場違いの感なきにせもあら 期慢性疾患に対する研究・医
すると、自ずから運動の方針 ずといった設問ですが、あ 療機関の充足度はどうかとい
も変ってきます。 る“がない”の二倍という う疑問が、卒直に表現されて
いるといえまです。(文責
おきひろし、小林孟史)

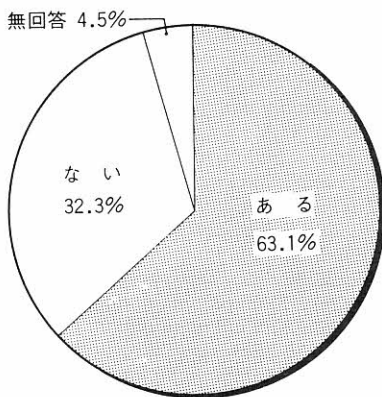
通院中の病院の種類



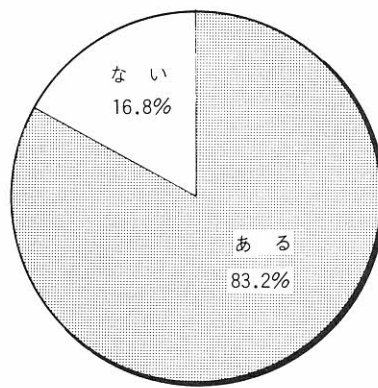
通院間隔



転院の経験



入院の経験



臨調最終答申の問題点

実施反対を強めよう

行革で福祉の春は来ない

この政治・社会保障に重大な影響を与える臨調最終答申が三月十四日、臨調から総理大臣に提出され、政府は近く実施の大綱を決めようとしています。患者・障害者、国民各層の立場から、実施反対の運動が、強く求められています。最終答申における問題点を挙げてみました。

かかっている、どのような役割を果たしてきたでしょうか。

医療・福祉には金がない、軍事費の増額は手放し

増税なき「財政再建」には国民の一部に一定の期待がありま

した。ところが最終答申をめぐり、増税なき「財政再建」の基本方針は、棚上げされ大きく軌道修正し、国民がもつとも強

国の「財政再建」を基本方針にかかげた第二次臨時行政調査会(臨調)が発足したのは、二年前の昭和五十六年三月十六日。この臨調の発足にあたって、国会を無視したものである、と

明瞭になった

臨調の罪悪

別項で指摘したように、臨調の罪悪は、動かしがたいほど明瞭になってきています。臨時行政調査会設置法は、二年の時限

立法でした。政府は仮りにとも法の主旨を尊重するならば、最終答申の勧告をうけ、臨調は解散すべきであります。

ところが政府への批判をか

すために「臨調第四次答申による答申実施の監視」をうけ入れ、行政改革推進審議会」の設置法を国会で成立させようとしてい

た。これは国会軽視を二重におこなうものであり、許せません。なぜ、こうしたことをやるのか。それは「日米運命共同体」や「沈空母」論にみられる政府の政治姿勢と深いかわりがあります。

を拓くことに、ねらいがあったことが明確になりました。その現れは、老人を医療からしめ出し、人権無視の老人保健

答申の実施を迫る行

革推進審議会の設置

最終答申は「審議経過と答申全体の考え方」をめぐり総論と第一章「行政組織」、第二章「現業、特殊法人等」、第三章「国と地方の関係及び地方行政」な

る。この答申の結びのなかで「臨調は、予定の作業のすべてを終わ

り、任期の終了とともに解散す

る。行政改革は、いよいよ今

医療局とを再編成する「保健医療政策局」、老人保健事業、国立医療機関を運営管理する「保健医療事業局」、食品対策・環境衛生に係わる施策を担当する「生活衛生局」等の設置をすす

めています。この中で結核難病対策、栄養課をなくそうとしてい

ます。臨調答申の実施を阻止するた

めにも、当面する一連の選挙を

いつそう重視しましょう。

それをすすめるように機構改善

まで準備しています。

運動の 交流広場

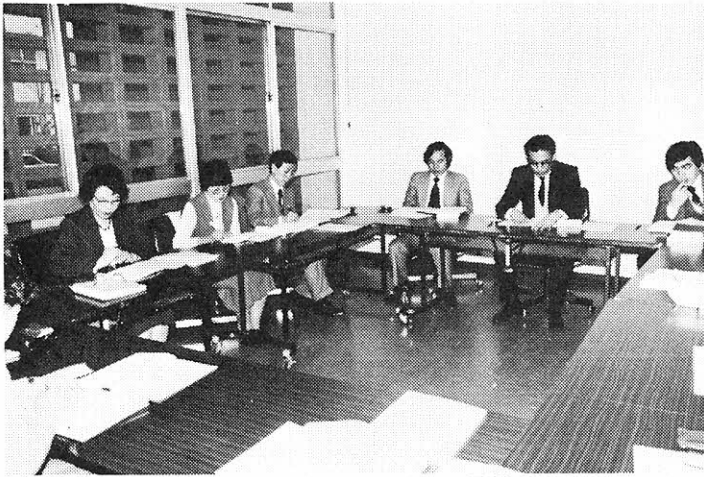
全国心臓病の子供を守る会
は、厚生省が現在検討をすす
めている身体障害者福祉法改正案
に、心臓機能障害者の願いを取
り入れてもらうため、去る三月
十四日、代表十一名が同省を訪
れ「要請書」を提出しました。
この要請書は、同会が昨年春
から十回以上も検討を重ねてま
とめたものですが、内容は次の
ようなものでした。

①法改正にあたっての基本的
観点(国・地方自治体の責務を
明確に。精神・難病なども含む
心身障害者福祉法) ②心臓
病児者の状況の特徴(症状が変
化する、合併症をおこす、人工
臓器の使用、生涯を通じて医療
管理が必要、外見的には障害が
わからない) ③身体障害者の
認定について(等級区分、等級
医療機関の適正配置、障害予防
基準と認定方法、身障手帳の有
効性と利用) ④医学的リハビ
テーション(内科医療もリハ
ビテーション医療も含める、

身障法案 改正

患者の願い容れよ

心臓病の子 供を守る会 厚生省に要請



身障法改正で厚生省に要請する心臓病の子供を守る会の代表
(左側の3人) - 3月14日

労働省が、鍼灸治療制限をは
じめとして長期療養者に対する
容赦のない打ち切りを進めてき
た今日、全国交通・労働災害対
策協議会は三月八日から十一日
まで中央行動を行いました。
八日は、東京都・本郷のふた
き旅館に集合。まず事務局長の
情勢報告につき、各県から患

労災施策の改善を

厚生、労働省などと交渉

全交災・中央行動

者にも医師にも有無を言わせぬ
翌十日は、打ち切りしか策の
乱暴な症状調査を行っている等
の実態が出され、具体的な要求
もこまかく検討されました。
九日は、運輸省へ「自賠保険
の後遺症認定は労災保険に準
拠せよ」ほか欠陥車問題等で、
大蔵省へは、不法な営業をする
外資系の損保会社「ホーム保険」
の日本国内での営業認可取消し
要求をしました。厚生省に対し
ては「むちうち症の治療解明研
究に予算を」とほか鍼灸問題等
交渉をもちました。
(全交災・中野 佳子)

医療) ⑤社会的リハビリテー
ション(更生施設、幼児期の通
園施設、相談員、交通機関整備
と運賃割引) ⑥行政推進体制
(内部障害者代表の参加) ⑦
以上の要請に対して、河野康
徳身体障害者専門官は、「主旨は
よくわかるが、このように広範
囲な問題を主管する部署がない
ので検討できない。障害等級格
付けの変更は難しい。維持的医
療はリハビリ医療とは認められ
ない。予防的な観点についても
波及効果が大きすぎる。」と難
しいの一点張り。話し合いは並
行線を辿って、同法「改正」の
前途を暗示していました。

投稿・通信大歓迎

読者の皆さんからの投稿や通信を
お待ちしております。療養体験、医療、
福祉に関するご意見、医療現場から
の患者に対する要求、逆に医療従事
者に対する患者からの意見などな
ど。全患連事務局まで。

腎移植オンライン・システム

国立佐倉病院で始動

全腎協代
表も出席

千葉県佐倉市の国立佐倉病院 する腎移植センターとし、地方は、三月二十三日、腎移植オンライン・システムの始動式を行い、厚生省、日本医師会、日本移植学会、全腎協などそれぞれ代表が出席しました。

腎移植オンライン・システムは、国立佐倉病院を全国を総括



国立佐倉病院で始動した腎移植オンライン・システムを祝う参加者（3月23日）

臨調最終答申を受けて、政府は四日後の三月十八日、閣議で「臨調答申を最大限に尊重し実施に移す」決定をおこない、声明を発表しました。最終答申は、国立療養所・病院の統廃合や地方公共団体への移譲、現場業務の民間委託促進、職員の削減等を政府によく求めています。これらのことは、国立医療機関の役割をさらに後退させるものであり、決して許すわけにはいきません。いつその医療荒廃、福祉圧縮をもたらす臨調答申をハンセン氏病療養所に適用しないで、と全患協は三月二十四、二十五日に支部行動、二十九、三十日

臨調答申実施するな 厚生省等に要請 全患協

臨調最終答申を受けて、政府は四日後の三月十八日、閣議で「臨調答申を最大限に尊重し実施に移す」決定をおこない、声明を発表しました。最終答申は、国立療養所・病院の統廃合や地方公共団体への移譲、現場業務の民間委託促進、職員の削減等を政府によく求めています。これらのことは、国立医療機関の役割をさらに後退させるものであり、決して許すわけにはいきません。いつその医療荒廃、福祉圧縮をもたらす臨調答申をハンセン氏病療養所に適用しないで、と全患協は三月二十四、二十五日に支部行動、二十九、三十日

腎治療、総合統計資料による腎疾患対策の検討をすすめるための武器としても使用される予定です。全腎協では、システム始動とともに受腎希望登録者が増えるものとみており、これに見合う死体腎提供登録者の拡大運動を、今後一層強めていきたい意向です。

医療・社会保障

メ モ

1・2月

- ▼1月11日 日経連 三百七十七回総会、厚生省（大槻文平会長）が「労働と労働省の予算について説明問題研究委員会報告」を説明を聴取。疑問点を指摘。
- ▼2月1日 「血友病自己注射」と「骨髄移植費用高」に影響。
- ▼12日 日本病院会（内藤景岳会長）の医療制度委員会が「勤務医師マニュアル」をまとめる。
- ▼13日 日本製薬工業協会 後、保険者拠出金を中心に審議をすすめる予定。
- ▼2日 厚生省が56年度における国保のレセプト点検調査結果を発表。
- ▼4日 厚生省が全国都道府県薬務主管課長会議を開き、府県薬務主管課長会議を開く。58年度薬務行政の基本方針を説明。
- ▼24日 新薬の臨床試験に関する専門家会議の第一回会合が開かれ、山下厚生事務次官が、臨床試験データの信頼性回復をはかるための総合的見直しを要請。説明、三浦局長が「保健所
- ▼16日 全国都道府県公衆衛生主管課長会議。58年度公衆衛生行政の基本方針を説明。三浦局長が「保健所
- ▼25日 社会保障制度審議の医師充足が急務であること（大河内一男会長）が第一と述べた。

「医療法改正案」を提出

「医師資格持つ理事長」を原則化

厚生省は、地域医療計画の策定と医療法人に対する監督権限の強化を二つの柱とする

「医療法改正案」を、三月二十五日の閣議にはかり、ただちに今国会へ提案することに方針を固めました。

「医療法」は「医師法」と並ぶ、わが国の医療行政の基本法で、①医療機関、医療法人の開設認可②病院の必要職

前号で、健保連の共同事業が「高額医療給付費共同負担事業」を実施していることに触れましたが、厚生省は三月五日、国民健康保険財政が窮

迫する事態に対処するため、「再保険制度」導入のモデル案をまとめました。

この制度は、国保の保険者である各市町村等が、都道府県の国民健康保険連合会に拠

員数、設備基準の設定③不正な医療機関の処分などが柱となっています。

改正案では、医療施設の備在や無医地区の解消を図るため、医療機関の適正配置をめざして、都道府県に地域医療

計画の作成を義務づけています。また、社会問題化した医療法人の乱脈経営で、理事長が医師資格を持たないケース

出金を持ち寄り、一定基準額を超える高額療養費については再保険制度から交付金を出し、赤字国保の要因を減らす

対象となる高額療養費は一入あたり月額百万円以上で、組合健保の月額七十五万円以上

に比べ、対象範囲がせばめられています。また、交付金は高額療養費の金額ではなく

が多かったことなどから「現理事長は医師または歯科医師」を原則化しています。さらに

医療法人に法令や定款違反の疑いがあったり、運営が著しく適正を欠く場合は立ち入り検査ができるとしています。

社制審 4共済年金統合を答申

政府、改正法案を通常国会に提出

社会保障制度審議会は三月二十九日、国家公務員と国鉄、電電、専売三公社の共済年金

統合について、「やむを得ない」とする答申をまとめ、大蔵、運輸、郵政各大臣に提出しました。

これは、将来の年金制度の統合にむけて、当面、六十年には年金の支払いが困難になるといわれている国鉄共済

について、電電、専売各共済および国家公務員共済と一本化して財政破綻を救済しようというものです。

しかし、この統合によって年金の給付水準が下がり、保険料は引き上げられる共済も

部分献体法制定小委員会(竹内黎一委員長)でまとまり、今国会中に野党との共同提案

で成立へという動きになってきました。この法案が成立しますと、現在、任意の形で行

われている献体がさらに推進されることも期待され、関係者は「解剖体の慢性的不足の解消に役立つ」と評価しています。自民党が議員立法の形

あることから、関係審議会で労働者側委員からの反対も強く、また、将来の年金制度

の統合への具体的展望が政府から示されていないこともあって、社制審でも批判的意見

が提出されています。政府はこの答申を受けて、開会中の通常国会に国家公務員共済組合法の一部改正案を提出しました。

で提出する予定の、この法案は八条から成り、第三条で本人の意思を公的に認知しているのが最大の特徴です。また

第四条では、わが国では初めて献体に法的裏付けを与えることになっています。また献体が特異なこととされれば国民に啓蒙する役割りを果たすことも目的の一つになっています。

今の焦点と役立ち

国保の「再保険制度」案

月100万円以上の高額療養費が対象

七五多程度とすること、再保険制度に対する市町村の拠出金は、個々の国保が支出する療養給付費額の1%にする。などが主な内容になっており、五十八年度中に都道府県に実施させる方針です。

解剖体不足解消を目的に

「献体に関する法律案」まとまる

自分の死後、遺体を医歯系学生の解剖の勉強に役立てて「献体」を希望する人が増えています。こうした動きを、法律で認知しようという「医学教育のための献体に関する法律案」が、自民党文教

障害者に関する世界行動計画

(4)

Ⅱ 現状 (前号のつづき)

D、機会の均等化
60、障害を持つ人々が社会に参加する権利は、主に政治的社会的活動を通して達成が可能である。—61略—

63、機会の均等化の過程に對する理解を深めるために、障害者が先駆的な働きをしてきたことも少なくない。これに関連して障害者は社会の主流への統合を主張してきたのである。

1 教育
64、少なくとも、一〇多の児童が障害をもっている。この児童たちは、障害をもたない児童たちと同じく教育を受ける権利があり、また積極的な援助と専門的なサービスを必要としている。しかしながら、発展途上国の障害児のはほとんどは、専門的なサービスも義務教育も受けていない。

67、特殊教育の分野において、教授法の著しい進歩と重要な革新的な発展がなされてきたが、障害者教育で、より多くのことが達成されうるであろう。しかしながら、進歩の大部分は少数の国々あるいは少数の都会に限られている。

2、雇用
69、障害を持つ多くの人々は就労を拒否されていたり、社会的に評価の低い収入の少ない仕事についているだけである。適切な評価、訓練、職業あつせんを受ければ、多くの障害者はかなりの範囲の仕事で、平均的に要求される作業基準に従ってこなすことができるのであるが、現状は上記の通りである。失業率が高まり不景気になったとき、最初に解雇され、雇用されるときは、最後になるのが障害者である。一略—

Ⅲ 障害者に関する世界行動計画 実施のための行動提案

である。一略—

因つて。

の体験に基づくユニークな知識は、障害者ためのプログラムやサービスを計画する上で、貴重な貢献をすることができる。一略。

3、社会問題
71、社会の基本的単位、すなわち家庭、社会的グループ及び地域社会への完全参加は、人間の経験として欠けておけないものである。このような参加の機会均等化への権利は、世界人権宣言に明らかにされており、障害を持つ人々を含めすべての人間に適用されるべきである。しかし現実には、障害者が自分たちの所属している社会文化システムの活動に完全に参加する機会を奪われていることが多い。このような権利の剥奪は無知、無関心及び不安からくる物理的社会的障壁に起因する。

E、障害と新しい国際経済秩序
78、新国際経済秩序の構築による先進国から発展途上国への資源や技術の移行は、発

B、国家レベル
(この章の構成は前文と①決定過程への障害者の参加②損傷、能力不全及び不利の予防③リハビリテーション④機会の均等化⑤地域活動⑥職員養成の情報及び大衆的教育、の項に分けて、国連は提起しています)

C 障壁の除去による完全参加のための機会の確保
d 障害者に対し、社会的、栄養学的、医学的、教育的及職業的援助ならびに、補装具の供与によるリハビリテーション・サービスの提供。
e 障害者に関連した公立及び民間組織の設立あるいは活動員。
f 障害者団体の設立及び育成の支援。
g 障害を持つ人々及びその家族を含め、国民のあらゆる層に對する世界行動計画の諸問題に関する情報の普及とその準備。
h 世界行動計画の鍵となる問題及びその実施に對する幅広い理解確保のための大衆的啓蒙の推進。
i 世界行動計画に関連した事からの研究の促進。
j 世界行動計画に関連した技術援助ならびに技術協力の推進。
k 世界行動計画に関連した決定への障害者ならびに障害者団体の参加を促進すること。

A、序
82、障害者に関する世界行動計画の目的は、障害の予防及び障害者団体の意見を障害者の社会生活と発展への完全参加と「平等」の目標の実現に對して効果的な方策を推進することになる。略

85、今後の世界行動計画の展開及び実施にあたっては障害者及び障害者団体の意見を聞き、このためには、地方、国内、地域及び国際レベルの障害者団体の組織化を推進するためにあらゆる努力を払うべきである。彼らと根拠の確立と施策の正当

86、世界行動計画は、すべての国々を對象に作成されている。しかし、実施期間及び優先的実行項目の選択はそれぞれの国の現状、資源条件、社会経済発展のレベル、文化的伝統、行動計画にもられている活動を組織化し、実施できる能力により、国ごとに異なる。

90、世界行動計画の遂行のために各加盟国は、以下のことを実施すべきである。
a 各レベルでの活動の立案、組織化及び財政の確保。
b 立法による、目的達成のための施策に必要な法的基礎と根拠の確立と施策の正当

82、障害者に関する世界行動計画の目的は、障害の予防及び障害者団体の意見を障害者の社会生活と発展への完全参加と「平等」の目標の実現に對して効果的な方策を推進することになる。略

85、今後の世界行動計画の展開及び実施にあたっては障害者及び障害者団体の意見を聞き、このためには、地方、国内、地域及び国際レベルの障害者団体の組織化を推進するためにあらゆる努力を払うべきである。彼らと根拠の確立と施策の正当

86、世界行動計画は、すべての国々を對象に作成されている。しかし、実施期間及び優先的実行項目の選択はそれぞれの国の現状、資源条件、社会経済発展のレベル、文化的伝統、行動計画にもられている活動を組織化し、実施できる能力により、国ごとに異なる。

90、世界行動計画の遂行のために各加盟国は、以下のことを実施すべきである。
a 各レベルでの活動の立案、組織化及び財政の確保。
b 立法による、目的達成のための施策に必要な法的基礎と根拠の確立と施策の正当

91、世界行動計画に関連した事からの研究の促進。
j 世界行動計画に関連した技術援助ならびに技術協力の推進。
k 世界行動計画に関連した決定への障害者ならびに障害者団体の参加を促進すること。

(以下次号)



独立独歩で病気に抵抗

互療会・奈良大和会 笹木ヨシノ

私は、昭和四十八年四月、「子宮癌」と診断され、それも四期にかかっているから手術は不可能とのこと。コバルト照射とラジウムで治療してもらいましたが、二カ月は入院で無事退院できました。

で、人工肛門を造らなければならなくなり、手術を受けました。ところが、お小水の

私がかうした経験を發表させていたきましたのは、第一に、この病気に負けたら駄目だということ、そして病氣だからといって甘える気持ちを持たないこと、自分の身体に抵抗力をつけて、病氣に勝つてやるという気持ちで頑張らなければならぬということ

それから一年ほど経ったる肛門から出血があり、病院で診察を受けましたら、コバルト照射等のために腸がゆる出して出血したらしいとのこと

術後、熱が出て病院の食事が食べられず、五十五キログラムあつた体重が、二十三日ロクラムになりました。二カ月ほどで退院しましたが、主人はその時、私の後ろ姿を見て、私はもう長く生きられないと思ひ、涙したそうです。

現在九年たちましたが、今は三十分間隔くらいになり、外出する時は前の日から食事を調節して、一泊くらいの旅行も出来る様になりました。

私がこうした経験を發表させていたきましたのは、第一に、この病気に負けたら駄目だということ、そして病氣だからといって甘える気持ちを持たないこと、自分の身体に抵抗力をつけて、病氣に勝つてやるという気持ちで頑張らなければならぬということ

それから一年ほど経ったる肛門から出血があり、病院で診察を受けましたら、コバルト照射等のために腸がゆる出して出血したらしいとのこと

術後、熱が出て病院の食事が食べられず、五十五キログラムあつた体重が、二十三日ロクラムになりました。二カ月ほどで退院しましたが、主人はその時、私の後ろ姿を見て、私はもう長く生きられないと思ひ、涙したそうです。

現在九年たちましたが、今は三十分間隔くらいになり、外出する時は前の日から食事を調節して、一泊くらいの旅行も出来る様になりました。

私がこうした経験を發表させていたきましたのは、第一に、この病気に負けたら駄目だということ、そして病氣だからといって甘える気持ちを持たないこと、自分の身体に抵抗力をつけて、病氣に勝つてやるという気持ちで頑張らなければならぬということ

全患連加盟組織

<互療会>

〒105 港区新橋5-14-12 大幸ビル2階
☎03(452)3514

<全国交通労働災害対策協議会>

〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361

<全国腎臓病患者連絡協議会>

〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル
☎03(952)5340

<全国心臓病の子供を守る会>

〒101 千代田区神田北葉物町17 北葉ビル
☎03(256)8424

<全国ハンセン氏病患者協議会>

〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571

<全国職業性有害物障害患者協議会>

〒105 港区西新橋2-21-5
☎03-1(453)2082

<日本患者同盟>

〒204 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058

<慢性一酸化炭素中毒患者会>

〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内

事務局から

▼後半国会では、共済年金統合法案など「行革」関連法案が論戦の焦点。医療法改正案も重大な問題です▼都知事選をはじめ統一地方選では、福祉と平和・民主主義を守る候補者たちが奮闘しています▼全国患者・家族連絡会(準備会)は、今月末に世話人会を開く予定です▼今月号も編集が遅れたことを申しわけなく存じます。

図書館協会指定

石ころを蹴って

—手のない子らとともに—

●すいせんのことば

日本では人間の奇形は不幸の目じるして、子どもの人権問題は不毛でした。今年が国際障害者年です。是非社会から偏見をとり除きたいと思ひます。山崎夫妻は、私の尊敬する知人です。偶々出逢った手のない守ちゃんという赤ちゃんを養子にして、惜しめない愛情

で育てたのがこの記録です。子育ての中の悩みや苦しみを追及して、薬害の恐ろしさに対する怒りに昇華させ、障害児者運動へと結合させたすばらしいこの本は、きっと子どもの人権とは何かを、私たちに教えてくれるでしょう。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 会長 矢島せい子

発行・ひまわり出版株式会社

〒104 東京都中央区銀座7 12 9日耐ビル2F
☎03 545 2750

山崎寿美子著

上製B6 240頁

定価 1,400円

送料 300円

0095-998108-7427